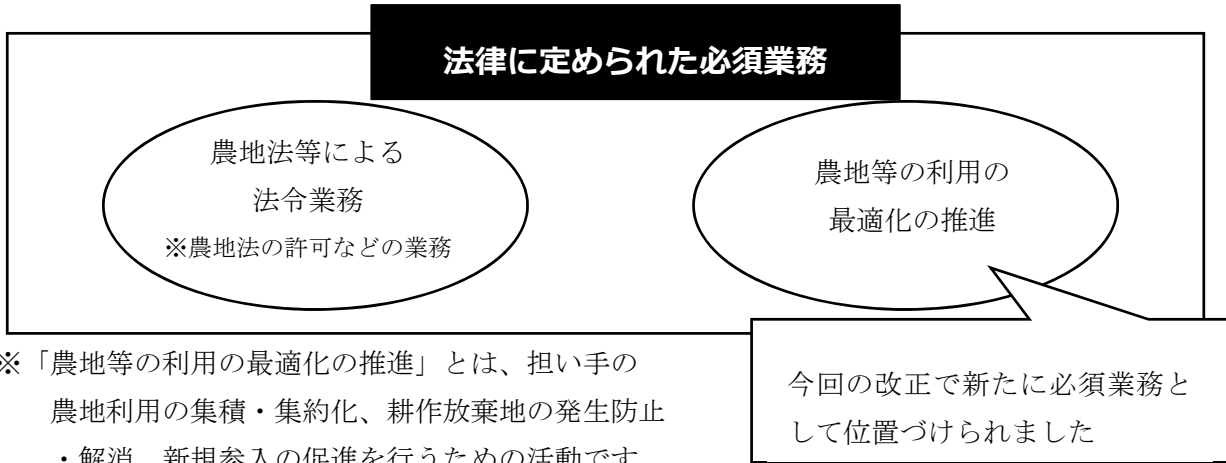


# 改正農業委員会法のポイント

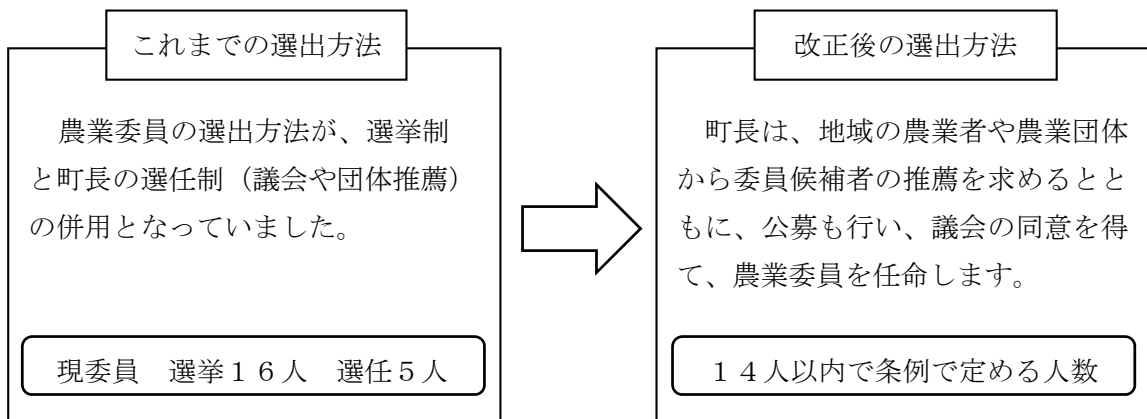
平成28年4月1日から改正農業委員会法が施行されました。主な改正のポイントをお知らせします。

## ○ ポイント1 「農地等の利用の最適化の推進」業務が強化されます



※「農地等の利用の最適化の推進」とは、担い手の農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進を行うための活動です。

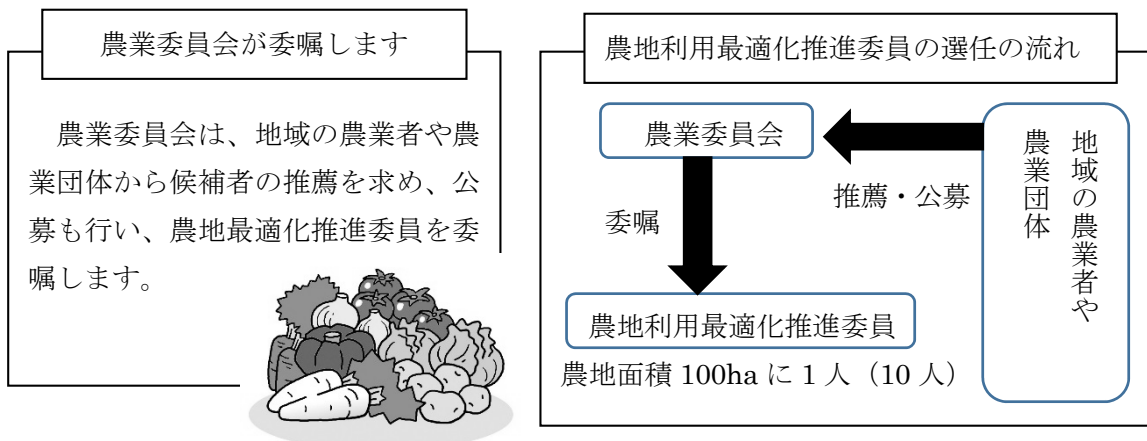
## ○ ポイント2 農業委員の選出方法が変わります



※注1 現松前町農業委員は、任期満了である平成29年7月19日まで引き続き在任します。

※注2 平成28年1月1日現在の農業委員選挙人名簿の登載申請書の提出がなくなりました。

## ○ ポイント3 農地利用最適化推進委員が新設されます



○ ポイント4 農業委員と農地利用最適化推進委員が連携して活動します

